

令和 8 年 5 月 8 日
農林水産部 食品・流通課

南魚沼市産こしあぶらの放射性物質の検査結果について

(5月8日検査分)

南魚沼市産こしあぶらについては、これまでの検査で食品衛生法の規格基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、現在、国の指示により出荷が制限されています。

今年度の状況を把握するために検査を実施した結果、基準値を超える放射性セシウムが検出されました。県は、市町村、JA等の関係機関に対し、南魚沼市産こしあぶらの出荷及び食用の自粛を要請しています。

なお、南魚沼市産こしあぶらは、検査のために採取されたものであり、販売・流通しているものではありません。

県では、県内全域の山菜について、引き続き検査を実施し、その結果を公表してまいります。

【調査概要】

南魚沼市の1地区（後山）を検査

(検査機関：(一社)県央研究所)

(単位：ベクレル/kg)

| | 品目 | 産地 | 放射性セシウム | | |
|------------------|-------|------------|------------------|---------|-----|
| | | | セシウム134 | セシウム137 | 計 |
| 1 | こしあぶら | 南魚沼市 後山 | 検出されず (3.9未満) | 107 | 110 |
| 食品衛生法の規格基準（一般食品） | | | | | 100 |

注 カッコ内の数値（「〇未満」の〇）は、検出限界値※です。

表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が〇ベクレル/kgの測定で、放射性物質が検出されなかったことを意味します。

セシウム134とセシウム137の合計は、3桁目を四捨五入し、有効数字2桁で記載しています。

※ 検出限界値とは…測定において検出できる最小値であり、放射性物質の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。

< 山菜の生態等に関する問い合わせ先 >
農林水産部林政課
電話 025-280-5326
内線 3028

< この記載事項に関する問い合わせ先 >
農林水産部食品・流通課
電話 025-280-5303
内線 2940